保福障支第１４８６号
令和２年６月２９日

障害福祉サービス事業所
障害児通所支援事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長
（公印省略）

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について（第２報）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和２年６月 19 日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第６報）」が示されました。

つきましては、令和２年４月８日付け通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について（通知）」の就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援の取扱いを別紙のとおり変更いたしますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

【担当】
さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305
FAX048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp